

在留資格変更許可申請における提出書類一覧表
【研修から技能実習1号口】(団体監理型用)

監理団体名 _____

申請人に係る提出書類（申請人ごとに研修生名簿順にまとめる）

1. 在留資格変更許可申請書（書式 10-28）	有	無
2. 旅券の写し（身分事項・上陸許可証印）	有	無
3. 外国人登録証明書（表・裏）の写し	有	無

監理団体・実習実施機関の提出書類（企業ごとに第二次受入れ機関名簿順にまとめる）

1. 技能実習1号実施計画書（書式 10-20）	有	無
2. 研修実施予定表の写し（書式 9-4-1、9-35、9-4-2、9-4-3）	有	無
3. 講習実施予定表（書式 10-7）	有	無
4. 講習中の待遇概要書（書式 10-9）	有	無
5. 監理費徴収明示書（書式 10-12、10-13）	有	無
6. 雇用契約書の写し（書式 10-38）	有	無
7. 雇用条件書の写し（労働条件通知書の写し）（書式 10-39）	有	無
8. 現在受け入れている技能実習生名簿（実習実施機関用）（書式 10-22）	有	無
9. 現在受け入れている技能実習生名簿（監理団体用）（書式 10-17、10-18）	有	無 済
10. 第二次受入れ機関名簿の写し（書式 9-8）	有	無
11. 研修生名簿の写し（書式 9-6）	有	無

【JITCOに書類点検と地方入国管理局への取次ぎを依頼する場合】

1. 「在留資格認定証明書等」書類点検依頼書（書式 10-49）	有	無
2. 申請取次ぎ依頼書（書式 10-50）	有	無
3. 証明書等の郵送依頼書（郵送希望の場合のみ）（書式 10-51）	有	無
4. 返信用封筒（依頼団体等の宛名書きをしたもの。切手不要）	有	無
5. 申請人全員の申請書1枚目の写し	有	無

(注) 提出書類の有無に○印をする。

在留資格変更許可申請における提出書類一覧表【研修から技能実習1号口】 記載要領

全般的な注意事項	
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月1日より前に在留資格「研修」で入国し、現に有する「研修」の在留期限が同日以降の者が、本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて引き続き技能等を修得するため在留の延長を希望し、「技能実習1号口」への在留資格変更許可申請を行う場合の提出書類。 提出書類一覧表中の書式については、「外国人研修生・技能実習生 入国・在留諸申請用書式と記載例集」第10版（一部第9版）を参照のこと。 	

該当番号	記載上の注意事項
監理団体・実習実施機関の提出書類	
2	既に実施した研修内容が表示された文書（在留資格認定証明書交付申請時に提出した研修計画書等）の写しを提出する。
3	<ul style="list-style-type: none"> 入国予定日については「入国予定日」と修正の上、入国した日付を記入する。 技能実習1号口の活動に従事する予定の時間全体の1/6以上の講習を実施し、講習科目が以下に掲げるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ①日本語、②本邦での生活一般に関する知識、③出入国管理及び難民認定法、労働基準法、外国人の技能実習に係る不正行為が行われていることを知った時の対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報、④本邦での円滑な技能等の修得に資する知識 在留資格「研修」（6月）で入国し、6か月の研修期間中に、非実務研修を2.5か月（海外の公的機関で1か月以上の事前研修がなされている場合は2か月）以上実施している場合は、上記③の「技能実習生の法的保護に必要な情報」に係る講習を1日（8時間）以上実施する。 「技能実習生の法的保護に必要な情報に係る講習」は、専門的な知識を有する者（監理団体又は実習実施機関に所属する者を除く。）が実施する。ただし、本事案について外部の講師を確保することに努めたにもかかわらず確保できず、監理団体の職員を充てざるを得ない場合には、専門的な知識を有する当該職員の氏名を記載した上、「3特記事項」欄にその事情を記載する。
4	講習期間が1か月未満の場合、講習手当（1人1月当たり）の欄を、（1人 1月 当たり）と修正の上使用する。講習手当の「支給額」の欄に支給総額を記入し、「備考欄」に内訳を記載する。

該当番号	記載上の注意事項
5	当該申請時点で監理団体が職業紹介事業の許可等を取得していない場合は、「監理費徴収明示書（無料職業紹介事業者用）」の様式を使用し、同様式の「（無料職業紹介事業者用）」「（職業紹介に従事する者を含まない）」については、「 （無料職業紹介事業者用） 」「 （職業紹介に従事する者を含まない） 」と修正の上、所定事項を記入する。
6	雇用契約期間の始期は、講習終了後の「技能等の修得をする活動」を開始する日からとなる。
8、9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在研修生を受け入れている場合は、「技能実習1号」の欄に記入し、①欄外余白に「研修生」と付記するか、②「技能実習1号」の欄を「研修生」と書き換えて使用する。 ・ 現在「技能実習生（特定活動）」を受け入れている場合は、「技能実習2号」の欄に記入し、①欄外余白に「特定活動」と付記するか、②「技能実習2号」の欄を「特定活動」と書き換えて使用する。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年中の申請については、申請書作成時の直近の前月末日現在等を目安とし、当該監理団体が受け入れて（在留して）いる技能実習生を記載する。 ・ 技能実習1号または2号に係る在留資格認定証明書交付申請、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請のいずれかの申請において、既に提出済みの場合は提出不要（「済」の欄に○印をつける）。
10、 11	在留資格認定証明書交付申請時に提出した名簿の写しで可。ただし、今回申請しない第二次受入れ機関及び研修生については、線を引いて削除する。